

ふれあい補償制度がスタートしました！！ 安心して地域活動を！

自治会、子ども会、婦人会、長寿会などの活動をはじめ、公民館、市民団体等の行う趣味やスポーツ等の社会教育活動、ボランティア活動などは、地域コミュニティの発展や住民福祉の向上に大きな役割を果たしています。市民の皆さんに安心して市民活動に参加していただき、活動中の事故をできる限り救済し、ふれあいの輪を大きく広げるために設けられた「ふれあい補償制度」が平成18年5月からスタートしました。

こんな活動が対象です

市内に活動の拠点を置く、会員5人以上の各種の市民団体が、無報酬で公益性のある活動に参加する際に不慮の事故により、参加者など第三者へ損害を与えた場合や傷害を負った場合に適用されます。ただし、政治、宗教、学校行事、および営利を目的としたものは除かれます。

① 地域社会活動

清掃活動、防火・防災活動、交通安全活動、環境衛生活動、盆踊り
運動会、回覧板配布などの自治会活動、PTA活動など

② 青少年健全育成活動

子ども会、青年会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール活動など

③ 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動(行事の手伝い、慰問・リハビリ訓練の手伝い、清掃等)
在宅老人・身障者等のホームヘルプ、手話通訳など

④ 社会教育活動

スポーツ・レクリエーション活動(危険度の高いものは除く)、文化活動など

⑤ 市主催(教委、公民館等を含む)事業等への参加、手伝い

こんな場合は対象になりません

危険を伴うスポーツ、故意の事故、自然災害、政治、宗教、学校行事および営利を目的としたものなどのほか、

賠償責任事故では (対人、対物事故)

自動車事故による賠償事故
同居親族に対する賠償事故

傷害事故では (本人に対する事故)

疾病や心身喪失による事故
けんかや自殺、犯罪行為による傷害
他覚症状の無い、むちうち症や腰痛
酒酔い、無資格運転による事故など



お届け出は

この保険は、地域社会の市民活動に安心して参加していただくためのものです
が、事故が起こったときに、それが市民活動中のものかどうか問題になる可能性
もあるため、事前に届け出をしていただくこととなります。

(用紙は市民協働推進課、生涯学習課、高齢障害課、社会課、各総合支所地域振
興課、各出張所、公民館等に備え付けてあります。)

届け出は、それぞれの所管課へしてください。

なお、市が主催する事業については、事前に届け出る必要はありません。

※年間を通して活動している団体については、年度当初に活動計画および構成員
の名簿を提出してください。

なお、年間を通して活動するスポーツ少年団、一般のスポーツクラブなどは原則
として対象としていませんので、今まで通りのスポーツ保険に加入してくださ
い。

補償の内容は

(1) 損害賠償保険

対人賠償

1名につき 最高1億5,000万円(1事故5億円まで)

対物賠償

1事故につき 最高2,000万円

(2) 傷害保険

死亡 500万円

入院 日額3,000円(フランチャイズ5日特約)

通院 日額2,000円(")

事故の日から5日を経過してもなお通院、入院する場合に通院、入院日数が対象になります。

5日間以内に完治した場合については対象となりません。

事故が起きたときは

市民団体等の責任者は、市が定めた様式により30日以内に事故報告書を提出してくだ
さい。

ご不明な点がありましたら問い合わせ先までご連絡ください、よろしく申し上げます。

事故を未然に防ぐために

活動者の役割は、体力などを考慮して分担されていますか？

活動場所が危険な箇所がある場合、事故防止策はとられていますか？

事前に、事故を防止するための注意を呼びかけています

スケジュールには十分な余裕がありますか？

問い合わせ先

岩国市役所 用地管財課

電話 29-5168

